特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

集団予防接種の際の注射器の連続使用によりＢ型肝炎ウイルスに感染した者等に対する特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金（以下「給付金等」という。）の請求期限を延長するもの。

改正の概要

○　給付金等の請求は、令和９年３月31日までに行わなければならないが、現下の請求状況（※）等を踏まえ、令和14年３月31日まで請求期限を延長する。

※　法制定当時より、救済対象者を最大約45万人と見込んでいるが、令和８年３月31日までにおける提訴者は約14万９千人であり、まだ数多くの未提訴者がいると考えられる。

○　あわせて、請求期限の延長に伴い、給付金等の支給に係る業務を行う医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の長期借入金の借入れ可能期間を延長する等の所要の改正を行う。

施行期日

公布の日